

第6章. 緑地保全地区等の保全計画

(省 略)

これらの崖線樹林の一部は、都市緑地法にもとづく千ヶ瀬緑地保全地区、東京における自然の保護と回復に関する条例にもとづく立川崖線緑地保全地域として指定されており、下記の保全方針に従い、保全・管理を行っていきます。

また、今後指定を行うところについては、植生調査などを実施し、適切な保全方針を定めていきます。

I. 千ヶ瀬緑地保全地区保全計画 (既指定地)

1. 千ヶ瀬緑地保全地区の概要

千ヶ瀬特別保全地区は、「都市緑地保全法」にもとづき指定された立川段丘の段丘崖に位置する面積約1haの崖線樹林です。

(省 略)



第6章. 緑地保全地区等の保全計画

(省 略)

これらの崖線樹林の一部は、都市緑地法にもとづく第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区、東京における自然の保護と回復に関する条例にもとづく立川崖線緑地保全地域として指定されており、下記の保全方針に従い、保全・管理を行っていきます。

また、永山北部丘陵は今後、特別緑地保全地区に指定を行う予定で、植生調査などを実施し、適切な保全方針を定めていきます。

I. 第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区保全計画 (既指定地)

1. 第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区の概要

第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区は、「都市緑地法」にもとづき指定された立川段丘の段丘崖に位置する面積約1haの崖線樹林です。

(省 略)

P. 105【旧】

(省 略)

4. 管理計画

当該地区の植生はコナラ林、モウソウチク林などの代償植生^注で構成されています。しかし、管理は長期間放置された状態です。

そのため、良好な樹林を維持していくため、以下の方針に沿って管理を行います。

(省 略)



【新】

(省 略)

4. 管理計画

当該地区の植生はコナラ林、モウソウチク林などの代償植生^注で構成されています。しかし、管理は長期間放置された状態です。良好な樹林を維持していくため、枯損木の処理や間伐などの管理を行います。

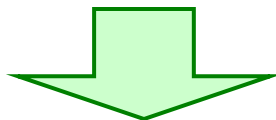
管理は以下の方針に沿って行います。

(省 略)

P. 106【旧】

●千ヶ瀬緑地保全地区植生図

(図 省 略)



【新】

●第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区植生図

(図 省 略)

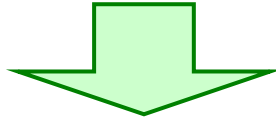
P. 106【旧】

(省 略)

1. 立川崖線緑地保全地域の概要

立川崖線は、おおむね青梅市から調布市までの多摩川左岸に長区間連続する河岸段丘の崖線で、宅地化・農地化が進むなか、崖線の面積に対し23%の樹林地が残っています。(千ヶ瀬緑地保全地区も立川崖線の一部です。)

(省 略)



【新】

(省 略)

1. 立川崖線緑地保全地域の概要

立川崖線は、おおむね青梅市から調布市までの多摩川左岸に長区間連続する河岸段丘の崖線で、宅地化・農地化が進むなか、崖線の面積に対し23%の樹林地が残っています。(第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区も立川崖線の一部です。)

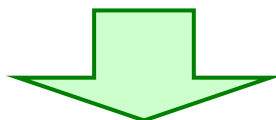
(省 略)

P. 107【旧】

4. 管理計画

良好な樹林を維持していくため、以下の方針にそって管理を行います。

(図 表 省 略)



【新】

4. 管理計画

当該地区の植生はコナラ林、モウソウチク林などの代償植生で構成されています。良好な樹林を維持していくため、枯損木の処理や間伐などの管理を行います。管理は以下の方針にそって行います。

(図 表 省 略)

ページ全体追加

Ⅲ. 永山北部丘陵特別緑地保全地区（指定予定地）

（ 省 略 ）